

平成 28 年 8 月 31 日

各 位

東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号  
エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合  
業務執行組合員 エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社  
代表取締役 三村 智彦

### 株式会社パレモ株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合（以下「公開買付者」といいます。）は、以下のとおり、株式会社パレモ（コード番号：2778、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の目的等

##### （1）本公開買付けの概要

公開買付者は、エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社（以下「EUP 2」といいます。）を業務執行組合員、エンデバー・ユナイテッド投資事業有限責任組合（以下「EUF」といいます。）及びピーシー・ホールディングス株式会社（以下「PCHD」といいます。）を非業務執行組合員として、民法の規定に基づき、株式会社パレモの普通株式（以下「対象者株式」又は「対象者普通株式」といいます。）を取得及び保有することを主たる事業として、平成 28 年 7 月 1 日に組成された任意組合です。EUP 2、EUF 及び PCHD はいずれもフェニックス・キャピタル株式会社（以下「フェニックス・キャピタル」といいます。）及びその関係会社 20 社（平成 28 年 8 月 31 日現在）からなるフェニックス・キャピタルグループ（以下「フェニックス・キャピタルグループ」といいます。）に属する株式会社又は投資事業有限責任組合であるとともに、公開買付者は、フェニックス・キャピタルグループに属する EUP 2 が運営する投資ビークルであり、対象者の企業価値の増大と投資回収の最大化を図ることを目的として組成されたものです。また、対象者への投資後は公開買付者の業務執行組合員として EUP 2 が主体的に対象者及び公開買付者の管理、運営を行います。

フェニックス・キャピタルグループは本格的な企業再生ファンドの組成を目的として、平成 14 年 1 月に設立され、これまで約 2,000 億円の投資を行ってまいりました。これまで出資による投資対象企業は 40 社以上にのぼる実績を有しております。そのうち、小売企業では津松菱、近商ストア、パレ、中三、花菱縫製等、国内アパレル企業では市田、花菱縫製等に投資を行っております。また、フェニックス・キャピタルグループに属する EUP 2 は、投資先企業の経営課題に応じ、友好的かつ適切な形態で資本を供給することで、経営課題の抜本的な解決を図り、経営者・従業員の皆様とともに協調して経営改善を実践することによる中長期的な企業価値の最大化を目指しております。

このたび、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ（スタンダード）市場に上場している対象者普通株式のうち、対象者の親会社であるユニーグループ・ホールディングス株式会社（以下「ユニーグループHD」といいます。）が所有する対象者普通株式（7,493,442 株、対象者が平成 28 年 7 月 1 日に提出した第 32 期第 1 四半期報告書に記載された平成 28 年 5 月 20 日現在の発行済株式総数（12,051,384 株）から同四半期報告書に記載された平成 28 年 5 月 20 日現在対象者が保有する自己株式数（7,400 株）を控除した株式数（12,043,984 株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：62.22%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）を取得することを主たる目的として、本公開買付けを実施することといたしました。なお、ユニーグループHD は、株式会社ファミリーマート（平成 28 年 9 月 1 日付で、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（以下「ユニー・ファミリーマート HD」と

いいます。)に商号変更する予定とのことです。)に平成28年9月1日をもって吸収合併されることにより(以下「本統合」といいます。)、ユニークループHDが所有する対象者普通株式の全部は、ユニー・ファミリーマートHDが取得する予定であるとのことです(注)。

(注) ユニークループHDは、対象者が昭和59年11月にユニー株式会社(現ユニークループHD)からの分社化により設立されたことに伴い、対象者普通株式を取得しています。その後、ユニークループHDの対象者普通株式の所有割合は、平成15年8月に対象者が日本証券業協会に対象者普通株式を店頭登録するに際して実施された公募増資及び売出し、対象者普通株式の流動性向上及び株主数の増加を図るためにユニークループHDが平成18年11月及び平成19年1月に実施した立会外分売による処分、並びに、平成24年2月に実施された対象者による株式会社鈴丹との吸収合併に基づく対象者普通株式の株式会社鈴丹株主に対する交付などにより増減していますが、対象者は設立以来、平成28年8月31日までユニークループHDの連結子会社であり、本統合の効力発生日である平成28年9月1日以降はユニー・ファミリーマートHDの連結子会社となる予定です。

公開買付者は、対象者の親会社であるユニークループHDとの間で、平成28年8月31日付で、ユニークループHDが同日現在所有する対象者普通株式の全部(7,493,442株、所有割合:62.22%)について本公開買付けに応募する旨の合意(以下「本応募契約」といいます。)をしております。本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)は、後記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i)本公開買付けを実施するに至った背景及び目的」に記載のとおり、入札プロセスを経た上で、最終的に、公開買付者とユニークループHDとの協議及び合意により決定した価格です。

公開買付者は、ユニークループHDからその保有する対象者株式を取得し、対象者の総議決権の過半数を取得することを目的としていることから、後記「2 買付け等の概要」の「(5) 買付予定の株券等の数」に記載のとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をユニークループHD保有株式と同数である7,493,442株(所有割合62.22%)としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限(7,493,442株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また公開買付者は本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けの買付予定数の上限を7,600,000株(所有割合63.10%)しております。応募株券等の総数が上限(7,600,000株)を超える場合には、公開買付者はその超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

また、対象者によって公表された平成28年8月31日付「エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するとの結論に至ったため、平成28年8月31日の対象者取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明すること、及び本公開買付価格の妥当性については、意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。以上の詳細につきましては、後記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照下さい。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針

### (i) 本公開買付けを実施するに至った背景及び目的

- ・本公開買付けの実施に至った背景

対象者は、昭和 56 年 2 月にユニー株式会社（現ユニークループ HD）の一事業部門「SS ギャルフィット部」として発足し、若年層向けのレディス・アパレルの小売販売を開始いたしました。同年 6 月に「ギャルフィット太田川店」を 1 号店として開店し、それ以降、ユニー株式会社のショッピングセンター内に「ギャルフィット」、「ファナー」及び「ライムストーン」のブランド名で出店を続け、昭和 57 年 1 月には「ギャルフィット事業部」として事業部体制を整え、出店エリアを関東、静岡及び北陸へと拡大しました。昭和 59 年 11 月にはユニー株式会社より分社化し、株式会社パレモが設立されました。その後、平成 10 年 2 月に株式会社シーベレットより生活雑貨専門事業を譲り受け、雑貨事業に参入しました。そして、平成 17 年 8 月には株式会社東京インセンスより、バッグ・アクセサリー専門事業を譲り受け、その後「DOSCH（ドスチ）」、「Re-J（リジェイ）」及び「ReHerie（リシェリエ）」等数々のレディス・アパレルブランドのほか、「木糸土（モクシド）」、「イルシー 300」及び「Hare no hi（ハレノヒ）」等の雑貨ブランドを立ち上げてまいりました。

対象者は、平成 24 年 2 月には、名古屋地区発祥のヤングレディス・アパレルの老舗である株式会社鈴丹を吸収合併し、現在に至っております。

国内アパレル業界及び雑貨業界の市場規模は、リーマンショックに端を発する世界的な経済不況や、東日本大震災の影響による消費冷え込みなど、数年に渡り縮小傾向にありました。特に、対象者の主軸事業であるレディス・アパレル事業においては、高品質、かつ高いデザイン性でありながら、低価格化を実現した SPA ブランド（注 1）や海外ファストファッショングランド（注 2）の伸長により、低価格化の進行が顕著となり、対象者が主戦場とする低価格帯における競争環境は熾烈化しております。

こうした事業環境下で、対象者の業績は平成 26 年 2 月期において売上高 363 億円・営業損失 4.8 億円を計上、平成 27 年 2 月期において売上高 319 億円・営業損失 7.3 億円を計上いたしました。

しかしながら、平成 27 年 2 月に、現対象者代表取締役社長である吉田馨氏が対象者の代表取締役に就任し、不採算店舗の退店、マーチャンダイジング改革（注 3）及びコスト削減の断行により、平成 28 年 2 月期では、売上高は 273 億円に減収するものの、営業利益 1.4 億円の計上を実現いたしました。

このように、昨期の対象者における諸施策によって、経営の改善効果が現れ、営業利益の黒字化を達成しましたが、営業損失の計上前の平成 25 年 2 月期の営業利益水準にまで回復するにはまだ至っておりません。また、対象者が主軸とするレディス・アパレル業界においては、少子高齢化の進行によって、対象者が特に得意とする顧客層である若年人口が減少する中、前述のとおり競合が激化しており、対象者の将来の更なる業績拡大や利益拡大に関して、楽観視できない状況となっております。

以上のような環境下、対象者の親会社であるユニークループ HD は、平成 27 年 9 月中旬からグループ全体の事業構造の見直しを行う中で、対象者の更なる企業価値向上のためには、新たなパートナーとの提携が有用であるとの判断に至り、対象者株式の売却を決定し、新たなパートナーを検討し始めたとのことです。

（注 1）「SPA ブランド」とは、「Specialty store rPrivate label Apparel」の略。自社ブランドの企画、製造から小売までを一貫して行う業態のアパレル・ブランドの総称です。

（注 2）「ファストファッショングランド」とは、低価格でありながら、最新の流行を取り入れた品揃えを実現したブランドであり、そのうち、海外発祥のファストファッショングランドを「海外ファストファッショングランド」と総称しています。

（注 3）「マーチャンダイジング改革」とは、購買・消費動向調査に基づくトレンド把握、ブランドコンセプトに基づく商品企画や商品構成の決定、店舗における商品演出・サービス方法の立案、販売計画の策定と当該計画に基づく販売管理・在庫管理など一連の諸活動における改革を指します。

対象者の親会社であるユニークループ HD は、新たなパートナーを検討するために、同年 11 月上旬からその保有する対象者普通株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことから始まる入札プロセスを開始したとのことです。公開買付者は、当該入札プロセスへの参加及び初期検討を行い、平成 28

年2月9日に一次意向表明を行いました。その後、公開買付者は対象者からの追加の情報開示に基づき検証を進め、同年3月上旬、ユニークループHDが所有する対象者株式の全部（7,493,442株、所有割合：62.22%）を総額9億円で買い取りたい旨を法的拘束力のない修正後一次意向表明書という形でユニークループHDに提出しました。そして、公開買付者は、同年3月下旬より同年6月下旬まで対象者への本格的なデュー・リジェンスを実施し、同年7月1日にユニークループHDが所有する対象者株式の全部（7,493,442株、所有割合：62.22%）を総額7億6000万円で買い取りたい旨の最終意向表明を行いました。その後、公開買付者は、ユニークループHDとの間における買取価格及び対象者の従業員が加入するユニークループHD及びその子会社が運営する年金制度の処遇に関する協議・交渉、並びに対象者との間における金融機関との既存取引の維持及び電子記録債権を利用した決済方法に関する協議・交渉の結果、同年8月31日に本公開買付けの実施を決定するに至りました。

#### ・本公開買付けの目的

公開買付者は、これまでの対象者への投資に関する検討過程で、今後も想定される国内アパレル業界の競争環境の激化に備え、対象者のブランド力の向上を通じた収益基盤の確立と利益体質化を図ることが対象者にとって必要であると考えております。

具体的には、平成28年2月以降に立ち上げた新ブランドの「Lilou de chouchou」及び「Daisy Merry」、並びに対象者が強みとするラージサイズ・ブランドである「Re-J」を中心とした新規出店による収益向上を図るとともに、出店計画の精度向上、不採算店舗の定期的なモニタリングとブランドの入れ替えや店舗運営の効率化による店舗損益の改善及び継続的なコスト削減を図ることで、利益体質化の実現が可能であると期待しております。

公開買付者は、これまでのアパレル企業や小売企業でのマーチャンダイジング改革、販売価格の見直し及び販路開拓等のマーケティングの見直しをはじめとした公開買付者の豊富な知見が、対象者の利益体質化に貢献し、ひいては企業価値向上に資すると考え、本公開買付けの実施を決定いたしました。

#### (ii) 本公開買付け成立後の経営方針

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は対象者の総株主の議決権数（対象者が平成28年7月1日に提出した第32期第1四半期報告書に記載された平成28年5月20日現在の総株主の議決権の数119,162個）のうち、74,934個以上76,000個以下（総株主の議決権数に対する割合：62.88%以上63.78%以下）を取得することとなり、対象者の総株主の議決権の過半数を保有することとなります。

本公開買付け後は、前記「(i) 本公開買付けを実施するに至った背景及び目的」の「本公開買付けの目的」に記載のとおり、公開買付者は、対象者において推進中の収益向上施策やコスト削減施策の実行支援に加え、今後も想定される国内アパレル業界の競争環境の激化に備え、ブランド力の向上を通じた収益基盤の確立とコスト削減などによる更なる業績改善を図る施策を推進する予定であります。

また、公開買付者は、本公開買付け後、①社外役員との連携を図りつつ、これまでの経営体制とは異なる第三者の目を通じた高度かつ強固な経営管理体制を構築すること、②把握した課題を迅速に意思決定に反映させること、及び③出退店の管理及び収益性の維持改善のために、公開買付者の有するノウハウの提供及び外部人材の派遣等を実施することにより、対象者の意思決定の迅速化及び収益改善の実現可能性の向上を図る予定であります。

さらに、公開買付者は、平成29年5月開催予定の定時株主総会において、対象者に対して公開買付者の希望する取締役2名及び監査役1名の選任議案を上程するよう要請する予定ですが、本日現在において公開買付者が指名する取締役・監査役候補者は未定です。また、公開買付者と対象者の取締役及び監査役との間において、本公開買付け後の役員就任について、特段の合意をしておりませんが、公開買付者としては、対象者が現在実行する経営改革及び今後の事業展開のためには、現代表取締役社長の吉田馨氏については、引き続き対象者の経営を担っていただく必要があると考えております。

す。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付け成立後に改めて対象者の取締役と協議の上、平成29年5月開催予定の定時株主総会の招集に関する取締役会決議の日までに、引き続き対象者の経営に関与していただく取締役を決定することを予定しております。現時点では現経営体制、すなわち、現任の取締役、監査役及び執行役員には引き続き、留任していただくことを予定しております。

なお、対象者は執行役員制度を導入しているため、上記記載の定時株主総会までの間、執行役員の派遣等の実施を想定しておりますが、執行役員候補者及び人数は未定です。

本公開買付け後の対象者の従業員の雇用に関しては、現時点では、現状どおりの雇用及び人事制度を維持し、また後記「(iii) 大株主の異動による影響について」に記載のとおり年金制度及び福利厚生制度がやむを得ない理由により変更される可能性があるほかは、当面、現状どおりの労働条件を維持していく方針でおります。

#### (iii) 大株主の異動による影響について

対象者の従業員はユニークループHD及びその子会社が運営する年金制度及び福利厚生制度に加入していますが、本公開買付け後に当該制度から新たな制度へ移管することを含め、検討していく予定です。また、対象者はユニークループHDから一部の店舗及び本社建物を賃借しておりますが、本公開買付け後も、かかる賃借を継続する予定です。他方、対象者はユニークループHDから対象者発行の電子記録債務に対する保証を受けいますが、本公開買付け後、電子記録債権を利用した決済方法を終了する予定であり、それとともに当該被保証は終了することを予定しています。

### (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の親会社であるユニークループHDが公開買付者との間で本応募契約を締結していることから、対象者の少数株主と利害が一致しない構造的な可能性がありうることを踏まえ、本公開買付価格の公正性を担保するために、以下の措置を講じているとのことです。

①公開買付者及び対象者の支配株主との間に利害関係を有しない者による、本公開買付けについての対象者の意見表明が少数株主にとって不利益ではないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けについては、対象者の支配株主であるユニークループHDが所有する対象者普通株式の全部(7,493,442株、所有割合：62.22%)の取得を前提として実施されるものであり、対象者の取締役会による本公開買付けに係る意見表明は、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当するため、対象者は、本公開買付けについての対象者の意見表明における恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客觀性を確保するべく、公開買付者及びユニークループHDと利害関係を有しない対象者の社外監査役2名（中村弘氏及び今枝剛氏）に対し、本公開買付けについての対象者の意見表明（本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねる旨の意見表明を指し、以下「本意見表明」といいます。）が、対象者の少数株主にとって不利益なものではないかを諮問し、この点についての意見を対象者に提出することを委嘱したことです。

そして、対象者の社外監査役2名は、対象者から公開買付者の提案内容について説明を受け、また、公開買付者に対する書面による質問及びその回答を踏まえ、対象者の取締役に対する書面、面談等による質疑等を重ねるなどして、上記諮問事項についての検討を行ったとのことです。

その結果、社外監査役である今枝剛氏は、(a)①公開買付者の説明によれば、本公開買付けは、ガバナンスの向上、意思決定の迅速化及び収益改善の実現可能性の向上を図ることにより、対象者の企業価値向上を目的とするものであると認められ、公開買付者は上記の目的を実現するべく、社外役員との連携を図りつつ、これまでの経営体制とは異なる第三者の目を通じた高度かつ強固な経営管理体制を構築すること、把握した課題を迅速に意思決定に反映させること、出退店の管理及び収益性の維持改善のために、公開買付者の有するノウハウの提供及び外部人材の派遣等を実施するものであることから、公開買付者による本公開買付け後の経営戦略は一定の具体性を有していると認められ、②対象者の取締役の説明によれば、ユニークループHDの子会社としての制約がなくなることで、新規出店の機会が飛躍的に増えると考えられること、対象者と公開買付者の間では、対象者が現在進めている事業構造改革に沿った形で今後の経営戦略を実施する旨の大筋の合意を得ており、今後も当該改革を継続する環境が維持されること、対象者が必要とする人材の確保について公開買付者からサポートが得られること、これまでの公開買付者の経験を対象者のM&A戦略に活かすことが可能であると考えられること、公開買付者から対象者における出店計画の精度向上、不採算店舗の定期的なモニタリング、ブランドの入れ替えの提案等のサポートを得られること等から、本公開買付けは対象者の企業価値向上に資するという対象者の取締役会の判断には一定の合理性があること、(b)対象者の説明によれば、平成28年8月31日開催の本公開買付けに対する意見表明に係る対象者の取締役会の審議及び決議については、対象者のリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所からの法的助言を得た上で、本意見表明に関して利益が相反するおそれのあるユニークループHDの取締役を兼務する越田次郎氏を除いてなされる予定であることから、上記審議及び決議に際して対象者に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められず、対象者の本意見表明に係る手続は公正なものと考えられること、及び(c)本公開買付価格が市場株価から大幅なディスカウントを行った価格であり、これに伴い短期的に対象者株式の市場株価が下落する懸念はあるものの、公開買付者の説明によれば、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、上記(a)のとおり、中長期的には対象者の企業価値向上が期待できるとも考えられる旨を述べているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、以上を踏まえ、社外監査役である今枝剛氏は、対象者の取締役会決議による本意見表明が、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を平成28年8月31日に提出し、当該意見において、①本公開買付価格は公開買付者とユニークループHDとの協議・交渉の結果等を踏まえて決定されたものであること、②対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は独自に検証を行っていないことから、本公開買付価格が妥当な金額か否かについては判断することができず、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねる旨の対象者の取締役会の判断には合理性が認められる旨を述べているとのことです。

他方で、社外監査役である中村弘氏は、仮に上記(a)及び(b)の事情が認められるとしても、対象者の本意見表明が対象者の少数株主にとって不利益なものではないといえるか否かを判断する上で本公開買付価格は重要な要素であり、このことからすると、①本公開買付価格が本公開買付けの公示日の前営業日である平成28年8月30日の対象者株式の東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場における終値(294円)に対して著しく低廉であること、②本公開買付価格の妥当性について何らの検証がなされていないこと、③対象者が本公開買付価格の妥当性について意見を留保しながら本公開買付けに賛同の意見を表明することは対象者の少数株主の立場からは理由を見出しがたいことから、本意見表明が対象者の少数株主にとって不利益なものではないとはいえないと判断する旨の意見を平成28年8月31日に提出しているとのことです。

## ②対象者におけるリーガル・アドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役会での本公開買付けに係る意見表明を行うに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性を担保するための措置として、対象者の

リーガル・アドバイザーに佐藤総合法律事務所を選任し、同法律事務所から対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

### ③対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者からの本公開買付けの提案を受け、対象者の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、対象者のリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所から受けた法的助言、対象者の社外監査役である中村弘氏及び今枝剛氏から取得した意見等を踏まえ慎重に協議・検討した結果、①ユニーグループHDによるコンビニエンスストアやGMS（注1）に係る事業を中心とした従来までのグループ経営方針とは異なり、専門店企業として、ロイヤルティの向上等の成長戦略を踏まえた独自の視点での中期経営計画を策定することができるほか、M&Aや子会社の運営等に関する意思決定について迅速化を図ることができること、②内部統制をはじめとするコーポレートガバナンス体制について、対象者の実態にあった機関設計及び実務上の運用が可能となること、③ユニーグループHDとの関係性に囚われることなく、新たな仕入先等との新規の取引が可能となり、対象者のお客様への提案が広がるほか、他の事業者が運営するSC（注2）等の商業施設に対しても、新規出店の可能性が広がる等、攻めの経営への転換が期待できること、④公開買付者のこれまでの数々の投資経験に基づく知見及び人的ネットワークによるノウハウを活かし、収益向上を図ることが可能と考えられること、⑤公開買付者との連携により、出店計画の精度向上、不採算店舗の定期的なモニタリングとブランドの入れ替えや店舗運営の効率化による店舗損益の改善及び継続的なコスト削減を図り、利益体質化の実現が期待できることから、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成28年8月31日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。

一方で、本公開買付価格に関しては、本公開買付価格が、最終的には公開買付者とユニーグループHDとの協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであり、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者が独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付け成立後も対象者普通株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者普通株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められるに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、上記取締役会には、越田次郎氏を除く取締役4名（うち社外取締役1名）の全員が出席し、その全員一致により当該決議を行っているとのことです。対象者取締役のうち越田次郎氏は、本公開買付けに関する審議及び決議の時点で公開買付者との間で本応募契約を締結している対象者の親会社であるユニーグループHDの取締役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避するため、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

また、上記取締役会においては、監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が出席し、常勤監査役である黛龍二氏及び社外監査役である今枝剛氏は、いずれも当該決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。他方で、社外監査役である中村弘氏は、公開買付けに関する対象者が意見表明を行うこととされている理由が株主に対して投資判断を行う上で重要な情報を提供するという点にあることからすれば、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資すると対象者の取締役が判断したとしても、本公開買付価格が本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年8月30日の対象者株式の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場における終値（294円）に対して著しく低廉であり、かつ、本公開買付価格の妥当性について何らの検証がなされていない状況においては、対象者としては慎重な立場に立つべきであって、本公開買付けに賛同の意見を表明すべきではなく、例えば「公開買付けに対し中立の立場をとる。」旨の意見表明が妥当であると述べているとのことです。

なお、同社外監査役は、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の意見表明が対象者の少数株主にとって不利益なものではないとはいえないと判断する旨の意見を述べているとのことです（当該意見の詳細につきましては、前記「① 公開買付者及び対象者の支配株主との間に利害関係を有しない者による、本公開買付けについての対象者の意見表明が少数株主にとって不利益ではないことに関する意見の入手」をご参照ください。）。

対象者の取締役会は、同社外監査役による当該意見も踏まえた上でも、なお、上記①乃至⑤の理由から、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するとの結論に至ったため、最終的に、本公開買付けに賛同の意見を表明することとしたとのことです。

(注1) 「GMS」とは、「General Merchandise Store」の略。食料品、衣料品、日用品等を総合的に取り揃えた大衆向けの大規模な小売業態の総称です。

(注2) 「SC」とは、「Shopping Center」の略。複数の小売業、サービス業等の店舗が入居する商業施設の総称です。

#### (4) 本公開買付けに係る重要な合意

##### ・本応募契約

公開買付者は、対象者の親会社であるユニークループHDとの間で、平成28年8月31日付で本応募契約を締結し、ユニークループHDが本日現在所有する対象者普通株式(7,493,442株、所有割合:62.22%)の全部について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

本応募契約においては、ユニークループHDが本公開買付けに応募するための前提条件として、大要  
(i) 本公開買付けが開始され、撤回されていないこと、(ii) 対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の決議を行っていること、(iii) 公開買付者について本応募契約に定める義務(注1)の違反が存しないこと及び(iv) 本応募契約に定める公開買付者の表明及び保証(注2)が真実かつ正確であることが定められておりますが、ユニークループHDが、その裁量によりこれらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で本公開買付けに応募することは制限されていません。なお、本公開買付けの終了日までの間に、第三者により対象者の普通株式を対象とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合において、対抗公開買付けにおける対象者の普通株式1株あたりの買付価格(以下「対抗公開買付価格」といいます。ただし、買付け等の条件の変更により買付価格が引き上げられた場合には、対抗公開買付価格とは、引き上げられた後の買付価格をいいます。)が本公開買付価格を上回る場合、ユニークループHD及び公開買付者は対応について誠実に協議するものとしております。ただし、(i) 対抗公開買付けの開始後4営業日以内(ただし、本公開買付終了日の4営業日前を限度とする。)にユニークループHD及び公開買付者の間の協議が整わず、かつ、(ii) 本公開買付けに応募すること又は既に行つた応募を撤回しないことがユニークループHDの取締役の善管注意義務に違反するおそれがあるものと客観的に判断でき、かつ、ユニークループHDの取締役会がその旨の決議を行った場合には、ユニークループHDは、本応募株式の全部又は一部につき、本公開買付けに応募せず、又は応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除するとともに、対抗公開買付けに応募することができるものとしております。ただし、ユニークループHDが、この規定に基づき、本応募株式の全部又は一部につき、本公開買付けに応募せず、又は応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除した場合には、理由のいかんを問わず、ユニークループHDは公開買付者に対し、違約金として、金3,000万円を支払うものとしております。

(注1) 本応募契約において、公開買付者は、(i) 本公開買付けを実施する義務、(ii) 本応募契約上の地位・権利義務を第三者に譲渡等してはならない義務、(iii) 秘密保持義務を負っています。

(注2) 本応募契約においては、(i) 公開買付者の適法かつ有効な設立・存続、(ii) 本応募契約を締結し履行する権限の存在、(iii) 本応募契約について執行が可能であること、(iv) 本応募契約の締結及び履行の関係法令・契約等との抵触の不存在、(v) 公開買付者と暴力団との

関係の不存在が、公開買付者の表明保証事項とされています。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者は、ユニー グループ HD からその保有する対象者株式を取得し、対象者の総議決権の過半数を取得することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは、現時点では予定しておりません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) 市場に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限を 7,600,000 株 (所有割合 63.10%) と設定しておりますので、本公開買付け後の、公開買付者の対象者株式の所有株式数は、最大で 7,600,000 株 (所有割合 63.10%) にとどまる予定です。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) 市場における上場が維持される予定です。

## 2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①名称	株式会社パレモ	
②所在地	愛知県稻沢市天池五反田町 1 番地	
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 吉田 馨	
④事業内容	レディースアパレル、バラエティ雑貨、バッグの専門店チェーン	
⑤資本金	1,229 百万円	
⑥設立年月日	昭和 59 年 11 月	
⑦大株主及び持株比率 (平成 28 年 2 月 20 日現在)	ユニー グループ・ホールディングス株式会社	61.7%
	パレモ従業員持株会	1.8%
	岩間 公一	1.8%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1.1%
	松波 省一	0.8%
	岩間商事株式会社	0.4%
	肥沼 誠司	0.4%
	サンラリー株式会社	0.4%
	旭 一彌	0.4%
	田中 弘	0.3%
⑧公開買付者と対象者の関係		

資本関係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、公開買付者の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、公開買付者の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。

取引関係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。 また、公開買付者の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	対象者は、公開買付者の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、公開買付者の関連当事者には該当しません。

## (2) 日程等

### ① 日程

公開買付開始公告日	平成 28 年 9 月 5 日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 (電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	平成 28 年 9 月 5 日（月曜日）

### ② 届出当初の買付け等の期間

平成28 年 9 月 5 日（月曜日）から平成28 年10月17 日（月曜日）まで（28営業日）

### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成 28 年 10 月 19 日（金曜日）まで（30 営業日）となります。

#### 【期間延長の確認連絡先】

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合

東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号

03-3287-4980

エンデバー・ユナイテッド株式会社

マネージングディレクター

飯塚敏裕

確認受付時間 平日 9 時から17時まで

## (3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、100 円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ①算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けの主たる目的が、ユニークループ HD 保有株式（7,493,442 株、所有割合：62.22%）を取得することであることに鑑み、本公開買付価格の決定については、公開買付者とユニークループ HD が合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。

公開買付者は、かかる方針のもと、ユニークループ HD が実施した入札手続へ参加し、平成 28 年 2 月 9 日に一次意向表明を行いました。その後、公開買付者は対象者からの追加の情報開示に基づき検証を進め、同年 3 月上旬、ユニークループ HD が所有する対象者株式の全部（7,493,442 株、所有割合：62.22%）を総額 9 億円で買い取りたい旨を法的拘束力のない修正後一次意向表明書という形でユニークループ HD に提出しました。そして、公開買付者は、平成 28 年 3 月下旬から同年 6 月下旬までの

対象者への本格的なデュー・デリジェンスの実施と対象者の経営陣との5回に渡る協議を行い、対象者を取り巻く事業環境、財務状況及び将来の収益性など総合的に勘案した上で、本公開買付けの公表日前の概ね直近6か月間に相当する平成28年2月以降の対象者株式の市場株価を参考にしつつ、平成28年7月1日にユニークループHDが所有する対象者株式の全部(7,493,442株、所有割合:62.22%)を総額7億6000万円で買い取りたい旨の最終意向表明を行いました。その後、公開買付者は、ユニークループHDとの間における買取価格及び対象者の従業員が加入するユニークループHD及びその子会社が運営する年金制度の待遇に関する協議・交渉、並びに対象者との間における金融機関との既存取引の維持及び電子記録債権を利用した決済方法に関する協議・交渉の結果、平成28年8月31日、公開買付価格を1株当たり100円とすることを決定しております。

なお、公開買付者は、ユニークループHDとの協議・交渉により本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書の取得はしておりません。

本公開買付価格100円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年8月30日の対象者株式の東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場における終値(294円)に対して65.99%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。）のディスカウント、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均(263円)（小数点以下第一位を四捨五入。以下、平均株価の計算において同じです。）に対して61.98%のディスカウント、同過去3ヶ月間の終値単純平均(232円)に対して56.90%のディスカウント、同過去6ヶ月間の終値単純平均(212円)に対して52.83%のディスカウントを行った価格であります。

## ②算定の経緯

公開買付者は、平成27年11月上旬から、対象者の親会社であるユニークループHD（所有株式数：7,493,442株、所有割合：62.22%）が、対象者の企業価値向上に資する新たな株主を検討するためにユニークループHD保有株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことに始まる入札プロセスに参加し、ユニークループHD及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査及び対象者の経営陣との面談等の買収監査（デュー・デリジェンス）を実施し、ユニークループHD保有株式の取得について分析、検討を進めて参りました。

公開買付者は、平成28年7月1日、ユニークループHDに対して、上記分析及び検討を経た買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件とともに対象者の経営に係る方針などの提案を提示しました。その後、公開買付者は、ユニークループHDとの間で協議を進めた結果、平成28年8月31日、本公開買付価格を1株当たり100円とすることを決定いたしました。

なお、公開買付者は、ユニークループHDとの協議・交渉により本公開買付価格を決定しているため、第三者算定機関からの株式価値算定書の取得はしておりません。

## ③算定機関との関係

該当事項はありません。

## (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,600,000(株)	7,493,442(株)	7,600,000(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,493,442株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(7,600,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 買付予定数の下限(7,493,442株)は、ユニークループHDが所有する対象者株式数と同数です。

(注3) 買付予定数の上限(7,600,000株)は、以下の理由から設定したものです。

公開買付者は、応募された株券等の全部を買い付ける義務が課される株券等所有割合が3分の2以上の株式取得を予定していません。他方で、本公開買付価格100円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年8月30日の対象者株式の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場における終値（294円）に対して61.54%のディスカウントを行った価格です。そのため、ユニーグループHDを除く株主からの応募は想定していないものの、応募自体は制限していないため、ユニーグループHDを除く株主から仮に一定数応募があった場合であっても、その応募数が106,558株以下にとどまれば、ユニーグループHDがその所有する対象者株式の全部（7,493,442株）を売却することができるよう設定した買付予定数になります。

- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることができます。

#### （6）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	—	（買付け等前における株券等所有割合－%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—	（買付け等前における株券等所有割合－%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	76,000 個	（買付け等後における株券等所有割合 63.10%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—	（買付け等後における株券等所有割合－%）
対象者の総株主の議決権の数	119,162 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）」は、本公開買付けにおける買付予定数（7,600,000株）に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数（平成28年5月20日現在）（個）（j）」は、対象者が平成28年7月1日に提出した第32期第1四半期報告書に記載された平成28年5月20日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式を含む対象者株式の全てを公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成28年7月1日に提出した第32期第1四半期報告書に記載された平成28年5月20日現在の発行済株式総数（12,051,384株）から対象者が所有する自己株式数（7,400株）を控除した12,043,984株に係る議決権の数（120,439個）を分母として計算しております。
- (注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### （7）買付代金 760 百万円

- (注) 上記の買付代金は、買付予定数（7,600,000株）に普通株式1株当たりの買付価格（100円）を乗じた金額を記載しております。

## (8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号

②決済の開始日 平成 28 年 10 月 24 日（月曜日）

（注） 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は平成 28 年 10 月 26 日（水曜日）となります。

## ③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した銀行口座へ送金いたします。

## (9) その他買付け等の条件及び方法

### ①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,493,442 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(7,600,000 株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に 1 単元未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方法により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元(追加して 1 単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数)減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

### ②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる

「事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### ③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

#### ④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の16時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の16時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

#### 解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号  
(その他東海東京証券株式会社全国各支店)

#### ⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### ⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載の内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものと、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

#### ⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

#### ⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

#### (10) 公開買付開始公告日

平成28年9月5日（月曜日）

#### (11) 公開買付代理人

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付け後の方針及び今後の見通しに関しては、前記「1. 買付け等の目的等」をご参照下さい。

### 4. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者及びその役員との間の合意に関しては、前記「1. 買付け等の目的等」をご参考下さい。

#### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

「主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関するお知らせ」について

対象者が平成28年5月26日に公表した「主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関するお知らせ」によると、対象者の親会社であるユニークループHD及び株式会社ファミリーマートは、平成28年2月3日開催のそれぞれの取締役会において、株式会社ファミリーマートを吸収合併存続会社、ユニークループHDを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う旨の吸収合併契約を締結することを決議し、同日付けで吸収合併契約を締結したとのことです。

そして、平成28年5月26日開催のユニークループHD及び株式会社ファミリーマートの定時株主

総会において、当該吸収合併契約が承認可決されたため、合併効力発生日である平成 28 年 9 月 1 日付けで、ユニー グループ HD が所有する対象者の全株式が、株式会社ファミリーマートに承継される見込みであります。なお、同年 9 月 1 日をもって株式会社ファミリーマートがユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社に商号変更を行うことも同年 5 月 26 日の同社定時株主総会で承認されているとのことです。

詳細については、対象者が公表した平成 28 年 5 月 26 日付「主要株主である筆頭株主及び親会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

以上